

# 山口県報

平成19年  
12月21日  
(金曜日)

## 目 次

規則  
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一  
教委規則  
山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………一  
教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………一  
教委訓令  
山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令……………三  
山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………三  
企業管理規程  
山口県企業局職員修学部分休業規程の一部を改正する管理規程……………三



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第九十九号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第百二十号様式中「~~第廿四号~~」を「~~第廿四号~~」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第二十二号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表義務教育課の項第四号中「小学校、中学校及び幼稚園」を「幼稚園、小学校及び中学校」に改め、同項第六号中「小学校、中学校及び幼稚園の校長、園長」を「幼稚園、小学校及び中学校の園長、校長」に改め、同項第七号中「小学校、中学校及び幼稚園」を「幼稚園、小学校及び中学校」に改め、同表学校安全・体育課の項第二号中「生徒、児童及び幼児」を「幼児、児童及び生徒」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第二十三号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則(平成元年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一小学校教諭の項から幼稚園教諭の項までを次のように改める。

					小学校教諭					幼稚園教諭														
一種免許状					二種免許状					一種免許状														
一〇	九	八	七	六	一一	一〇	九	八	七	一一	一〇	九	八	七	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
四	六	七	八	九	一	二	三	三	四	一	二	三	四	四	一	二	二	三	三	四	三	三	三	四
七	九	一一	一二	一四	一〇	一三	一六	一九	二六	七	九	一二	一四	一六	七	九	一一	一二	一三	一六	一八	一八	一八	一八
二	二	三	三	四	一	一	一	二	二	二	二	三	三	四	二	三	三	四	五	五	五	五	五	五
一〇	一五	三〇	三五	四〇	一〇	一五	三〇	三五	四〇	一〇	一五	三〇	三五	四〇	一〇	一五	三〇	三五	四〇	一〇	一五	三〇	三五	四〇

別表第二小学校教諭の項から幼稚園教諭の項までを次のように改める。

高等学校教諭	中学校教諭	
一種免許状	二種免許状	
一〇	九	八
七	六	五
四	三	二
一	一	一
一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五

高等学校教諭	中学校教諭	小学校教諭	幼稚園教諭
一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状
七	六	六	六
三	四	二	二
四	六	一〇	一〇
五	六	四	五
一五	一〇	一五	一〇

別記第十号様式中  
 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・  
 特別支援学校・養護・栄養・その他( )  
 を  
 別記第十号様式の中  
 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・  
 幼稚園・養護・栄養・その他( )  
 を

幼稚園・小学校・中学校・高等中学校・  
特別支援学校・職業・技能・その他（ ）

に改める。

別記第十三号様式中「ニ学校」を「幼稚園・小学校」に改め、「幼稚園」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

**山口県教育委員会訓令第五号**

府 中 一 般  
学校を除く各教育機関

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月二十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等職員服務規程（昭和三十六年山口県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表の第三号中「第五十二条の二」を「第八十四条」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

**山口県教育委員会訓令第六号**

県立学校 一般

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月二十一日

山口県教育委員会

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県立学校職員服務規程（昭和四十七年山口県教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第五十二条の二」を「第八十四条」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。



**山口県企業管理規程第十三号**

山口県企業局職員修学部分休業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十九年十二月二十一日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員修学部分休業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員修学部分休業規程（平成十七年山口県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、同項第三号中「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

附 則

この管理規程は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

平成十九年十二月二十一日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定價一箇月 金二千七百円（送料共）